

## 新規公開株式の契約締結前交付書面

(この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定によりお渡しするものです。)

株式会社 DMM.com 証券

この書面には、新たに金融商品取引所に上場される有価証券（以下、「新規公開株式」といいます。）のお取引を行っていただく上でのリスクや留意点が記載されています。あらかじめよくお読みいただき、ご不明な点は、お取引開始前に当社カスタマーサポート宛にご確認ください。

○新規公開株式のお取引は、主に募集又は売出しの取扱い等により行います。

○新規公開株式は、国内外の事業会社が発行する株式であり、金融商品取引所への上場後は、株式相場の変動や当該事業会社等の信用状況に対応して価格が変動すること等により、損失が生じるおそれがありますのでご注意ください。

### 手数料など諸費用について

- 新規公開株式を購入する場合は、購入対価のみをお支払いいただきます。

### クーリング・オフについて

- 新規公開株式のお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定の適用がないため、クーリング・オフの対象にはなりません。

### 金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動などにより損失が生じるおそれがあります

- 新規公開株式のお取引にあたっては、株式相場等の変動に伴い、上場後の新規公開株式の価格が変動することによって損失が生じるおそれがあります。
- 新規公開株式のうち、他の種類株式、社債、新株予約権その他の財産に転換される（できる）旨の条件または権利が付与されている場合において、当該財産の価格や評価額の変動に伴い、上場後の新規公開株式の価格が変動することや、転換後の当該財産の価格や評価額が当初購入金額を下回ることによって損失が生じるおそれがあります。

### 有価証券の発行者等の業務または財産の状況の変化などにより損失が生じるおそれがあります

- 新規公開株式の発行者または保証会社等の業務や財産の状況に変化が生じた場合、上場後の新規公開株式の価格が変動することによって損失が生じるおそれがあります。

- ・新規公開株式のうち、他の種類株式、社債、新株予約権その他の財産に転換される（できる）旨の条件または権利が付されている場合において、当該財産の発行者の義務や財産の状況の変化に伴い、上場後の新規公開株式の価格が変動することや、転換後の当該財産の価格や評価額が当初購入金額を下回ることによって損失が生じるおそれがあります。

### 新規公開株式に係る金融商品取引契約の概要

当社における新規公開株式のお取引については、以下によります。

- ・新規公開株式の募集若しくは売出しの取扱い又は私募の取扱い
- ・新規公開株式の売出し

### 当社が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第28条第1項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社において新規公開株式のお取引や保護預けを行われる場合は、以下によります。

- ・お取引にあたっては、当社に証券取引アカウントの登録が必要となります。
- ・お取引のご注文をいただいたときは、原則として、あらかじめ当該ご注文に係る代金の全部又は一部（前受金）をお預けいただいた上で、ご注文をお受けいたします。
- ・前受金を全額お預けいただいている場合、当社が指定する日までに、ご注文に係る代金をお預けいただきます。
- ・ご注文いただいた新規公開株式のお取引が成立した場合には、取引報告書をお客様にお渡しいたします（郵送又は電磁的方法による場合を含みます。）。

### 金融商品取引契約に関する租税の概要

個人のお客様に対する課税は、以下によります。

- ・上場有価証券等の譲渡による利益は、原則として、上場有価証券等の譲渡所得等として申告分離課税の対象となります。
- ・上場有価証券等の譲渡損益は、他の上場有価証券等（特定公社債等を含みます。）の利子、配当及び譲渡損益等との損益通算が可能です。また、確定申告により譲渡損失の繰越控除の適用を受けることができます。

法人のお客様に対する課税は、以下によります。

- ・上場有価証券等の譲渡による利益については、法人税に係る所得の計算上、益金の額に算入されます。

なお、詳細につきましては、税理士等の専門家にお問い合わせください。

## この契約の終了事由

当社の証券取引約款に掲げる事由に該当した場合（主なものは次のとおりです。）、この契約は解除されます。

- お客様が当社所定の手続きにより、解約の申し入れをされた場合
- お客様が法令等、当社の定める各約款等に違反した場合
- お客様が市場の公正な価格形成に弊害をもたらす取引注文を行っていると当社が判断した場合
- お客様又は代理人が反社会的勢力に該当すると当社が判断した場合
- お客様の登録アカウントのお取引及び保護預り証券を含む全ての残高がなくなった後、相当期間が経過した場合
- その他、合理的な事由により当社が解約を申し出た場合

## 当社の概要

商 号 等：株式会社 DMM.com 証券

金融商品取引業者 商品先物取引業者  
関東財務局長（金商）第 1629 号

本店所在地：〒103-6010 東京都中央区日本橋 2-7-1

設 立：平成 18 年 12 月 6 日

加入協会：日本証券業協会（協会員番号 1105）

一般社団法人金融先物取引業協会（協会員番号 1145）

日本商品先物取引協会

一般社団法人第二種金融商品取引業協会（協会員番号 480）

一般社団法人日本暗号資産等取引業協会（協会員番号 1043）

資 本 金：98 億円

主 な 事 業：金融商品取引業

商品先物取引業

商品投資関連業（競走用馬）

連 絡 先：カスタマーサポート

フリーコール：0120-961-522 月曜～金曜 8 時 30 分～21 時 00 分

（1 月 1 日を除き、土日以外の祝日を含む）

E-mail：[kabu-support@sec.dmm.com](mailto:kabu-support@sec.dmm.com)

FAX：03-3517-3292

## 当社に対するご意見・苦情等に関するご連絡窓口

当社に対するご意見・苦情等に関しては、以下の窓口で承っております。

住 所：〒103-6010 東京都中央区日本橋 2-7-1  
コンプライアンス部

電話番号 : 03-3517-3285

ファックス : 03- 6910-3016

E-mail : [compliance@sec.dmm.com](mailto:compliance@sec.dmm.com)

(お電話での受付時間：月曜日～金曜日 9時00分～17時00分 祝日を除く)

### 金融ADR制度のご案内

金融ADR制度とは、お客様と金融機関との紛争・トラブルについて、裁判手続き以外の方法で簡易・迅速な解決を目指す制度です。

金融商品取引業等業務に関する苦情および紛争・トラブルの解決措置として、金融商品取引法「特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター (FINMAC)」を利用することができます。

住 所 : 〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町 2-1-1 第二証券会館

電話番号 : 0120-64-5005

受付時間 : 月曜日～金曜日 9時00分～17時00分 祝日を除く

(FINMACは公的な第三者機関であり、当社の関連法人ではありません。)

### ○その他留意事項

本書面上の各上場有価証券等には、外国又は外国の者の発行する証券又は証書で同様の性質を有するものを含みます。

外国の発行者が発行する上場有価証券等については、金融商品取引法に基づく開示書類が英語により記載されることがあります。該当する上場有価証券等は、日本証券業協会のホームページ (<https://www.jsda.or.jp/shiraberu/foreign/meigara.html>) でご確認いただけます。

当社のDMM株取引システムは、お客様が日本国内の通信環境でご利用いただくことを想定しているため、お客様が当社のDMM株取引システムに対して日本国外から通信を行った場合、正常に作動しない、又は注文の発注、約定、確認、取消等が行えない可能性や約定が遅延する可能性があります。

また、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策並びに不正アクセス防止の一環として、当社のDMM株取引システムに対する日本国外からの通信並びにクラウドサービス、VPN（仮想専用線）サービス又はVPS（仮想専用サーバ）サービス等を利用した通信を、一部制限させていただく場合があります。この場合に生じた損失、機会利益の逸失、費用負担について当社は一切の責任を負いません。

平成31年2月1日 制定  
令和元年7月16日 改訂  
令和3年10月2日 改訂

令和 6 年 8 月 24 日 改訂  
令和 7 年 4 月 19 日 改訂  
令和 7 年 11 月 1 日 改訂